

合川小学校及び天名小学校の跡地及び跡施設の利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

鈴鹿市では、合川小学校、天名小学校、郡山小学校の学校再編を行い、令和8年4月の天栄小学校（現在の郡山小学校の学校施設を活用）の開校に向けて、準備を進めているところです。

令和8年3月末をもって閉校し、学校施設としての役割を終える合川小学校及び天名小学校の土地や建物について、地域の活性化につながる有効活用を図るため、民間活用の可能性を把握する必要があります。

このことから、民間事業者との対話を通じて、学校跡地の市場性の有無や活用アイデア等を調査するサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施するものです。

2 調査の概要

調査内容	合川小学校及び天名小学校の跡地及び跡施設の利活用に係る事業内容についての企画提案
主な対話内容	6 対話内容のとおり
対象者	7 留意事項（4）参加資格のとおり
対象施設の概要	別紙1 施設調書のとおり

3 対象施設の位置図



4 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和7年7月16日(水)
現地見学会及び事前説明会の申込み	令和7年7月16日(水)～令和7年8月18日(月)
現地見学会及び事前説明会の開催	令和7年8月21日(木)
対話参加の申込み	令和7年8月21日(木)～令和7年9月24日(水)
資料提出期限	令和7年9月30日(火)
対話の実施	令和7年10月6日(月)～令和7年10月24日(金)
結果の公表	令和7年11月

5 対話までの流れ

(1) 現地見学会及び事前説明会の開催

学校跡地の利活用に関するサウンディングの実施に当たり、現地見学会及び事前説明会を開催します。参加を希望する場合は、別紙2「現地見学会及び事前説明会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、申込期間内に次の申込先へ提出してください。

なお、参加人数は、1団体につき2名以内とします。

【開催日時】 令和7年8月21日(木) 14時～15時

【開催場所】 合川小学校(鈴鹿市三宅町3694番地の2)

【開催日時】 令和7年8月21日(木) 15時15分～16時15分

【開催場所】 天名小学校(鈴鹿市御菌町2500番地)

【申込期間】 令和7年7月16日(水)～令和7年8月18日(月)

【申込先】 鈴鹿市教育委員会事務局教育政策課

kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp

※電子メールの件名は、【現地見学会及び事前説明会参加申込】としてください。

※現地見学会及び事前説明会への出席は、対話参加の必須条件ではありません。

(2) 対話参加の申込み

対話への参加を希望する場合は、別紙3「参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、申込期間内に次の申込先へ提出してく

ださい。

なお、参加人数は、1団体につき2名以内とします。

【申込期間】令和7年8月21日（木）～令和7年9月24日（水）

【申 込 先】鈴鹿市教育委員会事務局教育政策課

kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp

※電子メールの件名は、【サウンディング参加申込】としてください。

※電子メールの受信確認後、担当から申込確認の連絡を行います。申込みを行ったにもかかわらず、令和7年9月26日（金）までに担当からの連絡がない場合は、お手数ですが、問合せ先まで連絡をお願いします。

（3）資料提出

対話の際に使用する資料等がある場合は、任意様式により作成し、電子メールに添付して、期日までに次の申込先へ提出してください。

期日までに提出できない資料がある場合は、対話当日に5部持参してください。

【提出期限】令和7年9月30日（火）

【申 込 先】鈴鹿市教育委員会事務局教育政策課

kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp

※電子メールの件名は、【サウンディング資料提出】としてください。

（4）対話の実施

対話は、個別に実施します。

【実施日時】令和7年10月6日（月）から令和7年10月24日（金）までの間の平日に30分から1時間程度

【実施場所】鈴鹿市役所 本館内の会議室を予定

【対話内容】6 対話内容のとおり

※実施日時の詳細は、対話参加の申込期間終了後に調整し、実施場所の詳細とともに申込団体の担当者宛てに電子メールで連絡します。

6 対話内容

主に次の項目について、可能な限り具体的事例を交えた御意見・御提案をお願いします。

また、活用に係る開発条件、立地基準、建築行為等について、都市計画法、建築基準法その他関係法令の適合性をあらかじめ検討するとともに、実現可能な範囲での御意見・御提案をお願いします。

なお、必要に応じて、対話実施後に追加の対話（書面による対話を含む。）やアンケート等を実施する場合がありますので、御協力をお願いします。

【主な対話項目】

項目	内容
事業概要	・ 事業のコンセプト、内容 ・ 整備、運営主体、維持管理体制 等
土地、建物等施設の利活用の提案	・ 対象施設における利活用の範囲 ・ 既存施設（校舎、屋内運動場等）の活用の有無 ・ 既存施設の改修や取壊しの要否
財産の権利移転の有無等	・ 土地、建物の活用方式（購入、賃貸の希望等）
事業費等	・ 想定事業費、資金計画 ・ 事業期間
地域への貢献に対する提案	・ 事業実施により地域にもたらされる効果 ・ 災害対策への協力 ・ スポーツ団体、地域イベント等の施設使用への協力 等
利活用に当たっての課題	・ 事業の実施に当たって想定される課題や障壁
その他	・ 行政に期待する支援や要望事項 等

7 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、事業者公募等における評価の対象としません。

対話内容は、ノウハウに基づく貴重な意見であることから真摯に受け止め、民間活力の導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについては、事業内容やスキームへの反映等の対応を検討するための参考といたします。ただし、公表資料及び双方の発言は、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を確約するものではないことを御了承ください。

(2) 本調査に関する費用の負担

本調査参加に要する費用は、申込団体の負担とします。

(3) 実施結果の公表

本調査の実施結果については、対話の内容を概要として取りまとめ、市ウェブサイトで公表します。ただし、公表に当たっては申込団体の名称及び知的財産権に関わる内容は原則非公開とします。

(4) 参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各

- 号に該当する者でないこと。
- イ 参加申込書の提出時点で、鈴鹿市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触していないこと。
 - オ 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
 - カ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - キ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。
 - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定に基づく観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
 - ケ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（5）提供資料等

提供資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。

また、本調査の参加者は、該当資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

8 問合せ先

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市教育委員会事務局 教育政策課 政策推進グループ

電話番号：059-382-9112

F A X：059-383-7878

電子メールアドレス：kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp